平成26年度　八尾市文化財保護審議会　会　議　録（第2回）

<table>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td>平成26年12月16日(火)　午後2時30分～3時45分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td>市役所　６階　研修室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>委員等</td><td>井藤徹会長・和田萃委員・山中浩之委員・森隆男委員・綿貫友子委員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>浦上教育長・消課長・藤井係長・吉田珠主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴者</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>次第</td><td colspan="2">案件１：平成26年度市指定文化財候補物件の審議
その他報告：高安千塚古墳群の国指定史跡について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議状況</td><td>議題</td><td>(1)平成26年度市指定文化財候補物件の審議</td></tr>
<tr><td>審議経過の内容</td><td>

（1）古文書「安中新田検地帳
宝永五年安中新田検地帳写并覚書・享保六年安中新田検地帳写」
本件について、事務局より概要を説明後、調査を行った山中委員より解説及び委員に審議をいただいた。（あわせて実物資料により説明を行った。）

（委員の質疑・意見）

◆2点の検地帳(宝永五年・享保六年)は、先に指定されている分間絵図と強い関連のある史料で、安中新田の開発当初の基本史料となる。
宝永五年検地帳は、開発当初の安中新田について、安福寺領だけでなく慈願寺新田など複数の開発主からなる新田の全体の、筆ごとの農地の等級や面積とその名請人(所有者)が正確に記されている。
享保六年検地帳は、宝永五年から13年後に行われた再検地によるもので、宝永五年と同様に石高、名請人等が記されている。宝永の検地、正徳の分間絵図からの開発当初の変化を知る上での基本的な内容を備えている。
両検地帳を比べてみると、石高が増えているが面積はそれほど増えていない。幕府の増徴政策により、下の等級の田畑を高い等級に見直し、斗代(標準の収穫高)を高く見積もっておよそ1.6倍となり、非常に大きな増高となっており、農民側（開発者）がよく耐えられたと思う。開発者の多大な努力により生産性を高め、収穫高は増していったに違いないが、その増高そのものを享保検地ではすべて吸い上げる形になっていると考えられる。
全国的な田畑の把握を初めて行った太閤検地の検地帳以降、江戸時代の近畿地方の大規模開発の実態を把握できるものである。初検地から分間絵図を間に入れた再検地までは一連の流れであったと考えられ、このまとまった史料は、他の大和川付替えに伴う新田ではみられず、大和川付替えに伴う新田開発の動きとして典型的な形を示す史料といえる。

◆これから植田家の古文書から重要な史料が出てくるたびに、独立して指定していくのか。
⇒①目録化を終えた植田家文書の近世文書のうち、植田家が安中新田へ入るより以前の安中新田にあって伝わった文書と、それ以降のものに分けられるが、このうち前者の安中新田の初期の文書はわずか26点で、安中新田初期の姿を知ることができるのは、この２点の検地帳に限られ、大和川付替えに伴う新田開発を理解できる基本史料として指定候補としたい。

</td></tr>
</table>

②植田家が安中新田に支配人として入って以降の植田家文書については、今後の調査で分析していく中で、単独もしくは内容的なまとまりで指定することも検討したい。

◆渋川神社文書の所在は？
⇒昭和 35 年刊行の『八尾市史史料編』に翻刻が掲載されているが、現在文書の所在は不明で、現在進めている市史編纂の調査でも確認する必要があると考えている。
　渋川神社のものは間数の記載がなく再編されたものと考えられる。しかし、字順に番号を振られ、所有者の肩書きや所在が名前の肩に書かれており、実際の耕作者が書かれている可能性が高く、実態に近いものである。
　この享保の２つの検地帳の比較や分間絵図の中のどの位置にあたるかを、字図と照合するなどの検討を行いたい。

◆史料実見において
　宝永五年検地帳は、横半帳で本式の形態ではないが、内容そのままを写している。署名にある代官万年長十郎は大和川付替え工事の責任者であり、河内国の新田は宝永四、五年に初めて検地をしており、享保の検地帳はほかでも残っているが宝永と享保とセットで残っている例はないのではないか。下札部分は役人からの毎年の年貢率の通知の必要な部分のみを写しているようである。

　毎年の年貢を納めた後の書類（皆済目録）が残るのでは？
⇒植田家が支配人となった以降の時期のものはあるが、この時期のものは残っていない。

　写しが多いのか？
⇒検地帳原本は役人側と村側で１冊ずつ割印したものを持つもので、村にも原本があったはずだが、あまり残っていない。安福寺(現柏原市)にある可能性もあるが文書調査はされていない。今後柏原市とも協力して調査を行う機会があればと思う。

以上、意見聴取の後、審議会出席の委員全員より、八尾市指定文化財（古文書）として適当であると認められた。

・その他報告　　以下の項目の報告を事務局より行い、意見聴取を行った。
(1) 高安千塚古墳群の国指定史跡答申について報告（別紙資料を配布）
　11 月 21 日に文化審議会の答申を受け、2 月頃告示される予定である。告示された時点で、市指定史跡分については、八尾市文化財保護条例第 25 条第 2 項に基づき市指定解除となることを説明。
　※指定解除については、文化財保護条例施行規則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 4 項に基づき、告示、指定解除通知、指定書の回収が必要。

会議録作成日	平成 26 年 12 月 18 日	主管課	文化財課